

一般廃棄物および産業廃棄物(可燃物、不燃物、資源化物)の収集運搬処理業務 に係る条件付一般競争入札公告

次の通り条件付一般競争入札を実施します。

平成 31 年 2 月 25 日

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会支部
栃木県済生会宇都宮病院
院 長 小林 健二

1. 入札に付する事項

業務名称

一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬処理業務

可燃物、不燃物、資源化物

(可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、ビン・カン類、ダンボール、新聞・雑誌、
軟質プラスチック、硬質プラスチック)

収集施設

宇都宮市竹林町 911-1 栃木県済生会宇都宮病院

履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(西暦 2019 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

業務内容

受託者は栃木県済生会宇都宮病院から排出される一般廃棄物および産業廃棄物(可燃物、不燃物、資源化物)について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号及びその他関係法令を遵守し、排出施設の廃棄物保管場所から収集し、宇都宮市の処理施設まで、積替・保管及び区間委託することなく運搬し、適正に処理するものとする。

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できるものは、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 宇都宮市より一般廃棄物処理業および産業廃棄物処理業の許可を得ていること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをした者でないこと。
- (3) 国・地方公共団体の指名停止又は指名留保(以下「指名停止」という)期間中でないこと。

- (4) 栃木県内に本社または支社のあること。
- (5) 過去において、病床数 400 床以上の病院より排出された一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬処理業務を 2 年以上継続して受託した実績を有する者であること。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条 6 号に定義する者)が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずる地位に就任、又は、実質的に経営等に関与している団体ではないこと(暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下でない団体等)。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口

〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町 911-1

社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部

栃木県済生会宇都宮病院 ハウスキーピング課(田崎、染谷)

☎028-626-5500(代表) 内線 3267

Eメールアドレス yoshihiro_tasaki@saimiya.com

(2) 入札参加申出書及び資料の提出

下記4のとおり

(3) 入札日時・会場

日時 平成 31 年 3 月 11 日(月曜日)9 時 30 分より

場所 〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町 911-1

栃木県済生会宇都宮病院 南館3階 研修室(控え室:会議室)

4. 入札参加申出書及び資料の提出

この入札に参加を希望する者は、2 に掲げる参加資格を有することを証明するために、次に従い申出書を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、期限までに申出書を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

①入札参加申出書(様式1)

②実績証明書(様式2)

【実績を証明できる書類の添付】

③宇都宮市から得た一般廃棄物処理業許可証と産業廃棄物処理業許可証の写し

(2) 提出期間

平成 31 年 2 月 25 日から 3 月 8 日(土・日・祝日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで)
排出量等については担当窓口にお問い合わせください。

(3) 提出先

上記 3(1)に同じ。

(4) 提出方法

提出先に持参すること。郵送または電子メールによるものは、受け付けない。

(5) 審査結果

平成 31 年 3 月 8 日までに不適合の場合のみ E メールにて通知する。

(6) その他

入札者は、契約担当者から、提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

5. 入札書の提出方法

入札参加申出書により、入札参加資格があると認定された者は、入札書(様式4)を次により提出すること。

(1) 提出日

入札日当日

(2) 提出場所

入札会場

(3) 提出書類

ア 入札書(様式 4、4 の続き)

イ 委任状(様式 5)※必要とする場合のみ

ウ 入札用封筒(様式 8)にアを入れて入札すること。

(4) 入札の方法等

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を、消費税率改定により 10%が適用される部分については、100 分の 10 に相当する金額を加算した金額の合計金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち消費税率 8%が適用される部分については 108 分の 100 を、10%が適用される部分については 110 分の 100 に相当する金額を入札書(様式 4)に記載すること。

イ 代理人をして入札を行う場合には、委任状(様式5)を入札当日提出すること。

6. 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、予定価格を超えない価格で最も入札金額の低い者を落札者とします。

(2) 初回の入札において、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとし、入札回数は 2 回を限度とする。

(3) 入札が不調となったときは、2回目の入札において最低金額を提示した者を随意契約の相手方とし、契約締結のための交渉を行なう。

7. 入札者の無効

(1) 入札書の記載事項が不明瞭で判断できないとき。

(2) 入札書記載の金額を訂正したもの、または氏名の下に押印がないもの。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項に 2 通以上入札したもの。

- (4) 入札に関して不正行為を認めたもの。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の1号, 7号, 8号に定める行為を認めたもの。

8. その他

- (1) 契約担当者は、提出された書類を競争入札参加資格確認の目的以外に使用しない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札保証金
免除する。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 現地説明の希望がある場合には個別に対応するので申し出てください。
- (8) 質問がある場合は質問書(様式3)を提出すること。
- (9) 入札を辞退する場合は入札執行前にあつては、入札辞退届(様式7)をハウスキーピング課まで直接持参し提出してください。入札執行中にあつては、入札辞退届またはその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合は、その旨を入札執行者に告げて確認を受けること。入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。
- (10) 落札者は落札決定の日から10日(日曜、祝日を除く)以内に契約書の案に記名捺印しハウスキーピング課に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合は、この限りでない。
- (11) 本入札にあたり要した費用は、入札者の負担とする。

以上

一般廃棄物及び産業廃棄物（可燃物、不燃物、資源化物）の収集運搬処理業務 仕様書

この仕様書は、栃木県済生会宇都宮病院（以下、「甲」という。）が委託する、廃棄物の収集運搬および処理を受託する者（以下、「乙」という。）が行なう業務を示すものである。

1. 目的

甲が排出する廃棄物の収集運搬処理を行なうことにより衛生的環境を維持し、甲の業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2. 収集施設

宇都宮市竹林町9-1-1 栃木県済生会宇都宮病院
(廃棄物集積場、厨芥処理施設)

3. 履行期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日とする。
(西暦2019年4月1日～2022年3月31日)

4. 適用範囲

一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬処理業務に適用する。

- ・可燃物、不燃物、資源化物
(可燃ゴミ、不燃ゴミ、生ゴミ、ビン・カン類、ダンボール、新聞雑誌)
- ・産業廃棄物（硬質プラスチック、軟質プラスチック）

※品目ごとの年間排出量(予定)及び収集頻度は、入札内訳書に記載の通り。

5. 業務内容

乙は、甲が排出する廃棄物の収集運搬及び処理を次のとおり行うこと。なお、処分については自治体の指示に従うこと。

- ①甲の廃棄物集積所、厨芥処理施設での計量及び結果報告
- ②甲の廃棄物集積所、厨芥処理施設からの搬出
- ③処分場への廃棄物の運搬搬入

6. 乙の責務

(1) 施設等への配慮

当該施設並びにその周辺の施設及び車両等においては、その機能及び利用等に支障のきたすおそれのないよう十分注意し、万全の策を講ずると共に支障ある場合は、速やかに病院担当者に報告すること。

(2) 利用者その他への配慮

安全管理に十分注意し、万が一利用者及びその他の者に対して怪我・損傷等が生じた場合においては、受注者の責任において処置すると共に速やかに病院担当者に報告すること。

(3) 収集運搬

廃棄物の収集運搬にあたっては、当該市町村より許可を受けた車両により、収集運搬すること。また、路上等に廃棄物が落下することが無いよう、十分に注意すること。

(4) 法令順守

業務に関して「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係する監督官庁の諸法令、該当する都道府県ならびに市町村等の条例等を遵守すること。

7. 費用負担

(1) 甲の施設内での業務に要する、電力、水道の費用は甲の負担とする。

(2) 業務に要する物品等、駐車場の使用料（年額 72,600 円(毎月 6,000 円、カード更新料:年 1 回 600 円)）は、乙の負担とする

8. 機密保持

乙は、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。契約満了後も同様とする。

9. その他

この仕様書に定めのない事項については、甲乙で協議して取り決めるものとする。

以上